****

令和７(2025)年度

**栃木県農薬危害防止運動**の実施について

農薬の使い方、間違っていませんか？　ラベルを指さし内容を確認！

**生産者の皆様へ**

１　運動の趣旨

　　農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び環境保全に極めて重要です。

そこで、農薬に対する正しい知識を広く普及し、農薬事故並びに農薬の不適正な使用及び販売を防止するため、農薬危害防止運動を実施します。

２　実施期間

　　令和７(2025)年6月1日～8月31日の3か月間及び11月1日～

令和８(2026)年1月31日の3か月間の合計6か月間

３　実施主体

　　栃木県

４　重点実施事項

（１）農薬適正使用・管理の徹底

　・農薬の使用に当たっては、ラベル等で登録農薬であることを確認した上で、使用基準（適用作物、使用時期、使用方法等）を遵守し、農薬使用後は、使用履歴を記帳しましょう。

　・「**農薬適正使用啓発チラシ**」により農薬を適正に使用しましょう。

（２）安全・安心な農産物の生産のための取組強化

・GAP（農業生産工程管理）の実践を通し、農薬の適正使用及び農薬使用履歴の記帳を徹底しましょう。

（３）周辺への配慮の徹底

　・住宅地等に近接する農地において農薬を散布する場合は、**周辺住民等への事前周知**及び飛散（ドリフト）防止対策を徹底しましょう。

（４）蜜蜂の被害防止対策の強化

・蜂場設置場所付近で農薬を散布する場合は、蜜蜂の活動の盛んな時間帯

における農薬散布を避けることや、蜜蜂が暴露しにくい形態の殺虫剤を

使用するなどの対策を行いましょう。

（５）無人航空機利用における遵守事項と危害防止対策の徹底

・無人航空機を用いた農薬散布の際は、関係法令等を遵守するとともに、

**周辺住民等への事前周知**を行い、危害防止に努めましょう。

栃木県農政部経営技術課　TEL028－623－2286